

J-spacesystemsより公募のに関する補足注意事項：（提供できるtellusの開発環境及びデータ）
 開発用GPUについては、申請頂き採択された開発の内容を精査し提供を今後検討していくという形となります。
 現時点では全てを無償で提供できるかは決定しておりません。

| No. | 資料ページ | 項目 | 質問／確認事項 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|-----------------|---|--|---|
| 1 | 8 | 外注費及び委託費 | 補助事業の場合、外注費及び委託費に関しては事業全体の1/2等の制限がある事がありますが、今回は上限はないでしょうか？ | 上限については設けておりませんが、いわゆる丸投げ的なものに関しては対象にならないのでご注意ください。 | |
| 2 | | 様式 3 | 質問シートはそちらから事業者に対して質問をするという意味のものでしょうか？ | 質問シートは皆様から質問があった場合のものとなります。皆様からの質問については、HP等で回答を含めて公開する予定しております。 | |
| 3 | | 様式 2 | 提案書のホームはEXCELファイルでないと受け付けていただけないでしょうか？ | EXCELが望ましいのですが、その他のファイルの場合は別途ご相談ください。 | |
| 4 | 16 | | この事業の全体として補助されない部分も含めて開始時期は交付の時からという事でよいでしょうか？ | 2/3の補助金以外の負担についても、交付決定を受けた日以降の支出の分が対象となります。 | |
| 5 | 17 | | 補助されない部分の人件費の部分に関しても補助事業の事務処理マニュアルに従って積算するという事でよいでしょうか？ | 人件費につきましても同様に交付決定日以降の工数分が対象になりますし、計上計算にあたりましては、補助事業の実施マニュアルに基づいて単価の設定の方、日誌の付け方といった事を実施してください。 | |
| 6 | 17 | 他の補助事業との重複 | 鹿児島県がコンソーシアムのメンバーに入っているお金を支出する場合、国の補助事業ではなく自治体の補助事業として支出した時は、その自治体の補助金に財源として交付金等がはまっていた場合も対象外になるでしょうか？ | 自治体が支援する原資に国の交付金等が含まれていた場合でも、本補助金との併用は可能です。ただし、二重計上にならないようご注意ください。 | |
| 6 | 4~ | 1.5項 | 事業者が別途用意するサーバ上で稼働するソリューションの開発の場合は、api連携でtellus上にある有償データは無償で利用できるという記載があるが、対象となるデータを業者が用意するローカル環境にダウンロードして事業者側のサーバー上で作業が可能という理解でよろしいでしょうか？ | 可能であります。ただしapiの設定については補助事業者と、さくらインターネットさんの方で調整いただく必要があります。 | 【補足】 今回の公募の事務局はJ-spacesystemsですが、有償データの無償提供は日本宇宙フォーラム（JSF）が事務局を擔てております。 JSFではデータを調達し、採択された皆様に提供するスキームです。 公募要領にはtellus上にある有償データで無償利用できる衛星の種類として1~8まで示しております（公募要領5P中段参照）。これはtellus外の開発環境にダウンロードしたり、開発のためのサンプル画像として使用する事はできると考えております。ただし、この8つの種類全てにそれが可能かどうかは現時点ではまだ確定できない部分があります。そのため、無償で提供できる衛星データと出来ない衛星データが混在する可能性がありますので、事業者で使用する衛星データは全て有償で調達した場合を想定して予算計上していただきますようお願いします。結果的にデータ購入事務局が調達したデータが無償でアリ開発用に提供でき、それが事業者の開発環境でサンプル画像等として使う、もしくはapiで繋いで開発する等が可能となった場合、そこで提供されたデータに関する予算実績は0円となります。提供できなかったものに関しては事業者側で調達頂き、当該費用はデータ費用に計上し補助対象経費とする処理をお願いします。 |
| 7 | " | | 提案時に有償データの購入費用を含めるとありましたか、後日無償で頂ける可能性がある物もまずは使いたい有償データについては全てその費用を積算するという理解でよろしいでしょうか？ | この事業を行なうにあたって提案者が調達をする衛星データが無償で提供できるのか、あるいは有償になってしまったのかは、現時点では全く精査ができないため、事前に衛星データを調達する費用につきましては、支出計画に積算を頂いた方が間違いないと考えております。ただし、衛星データの費用が非常に大きく、数百万円かかると言った場合、事後にそのかなりの部分の事業費を他に充てるよう変更する事は可能と考えております。 | |
| 8 | " | | 積算する場合のデータの価格については、それぞれのデータのプロバイダから見積をとって計上するという理解で宜しいでしょうか？ | 特に限定はありませんが、一番正確な費用を計上していただか事が必要となりますので、そういう意味ではプロバイダの見積を使うのは合理的と考えております。 | |
| 9 | 5 | | 有償の衛星データを購入いただけるという話ですが、想定しているのは衛星データを元に補完をした海況データがなのですが、こちらもカバーされるでしょうか？ | データ購入の事務局で買上げるデータについては、基本的にはtellus上にこれらの衛星データを搭載して、それぞれの事業者がtellusにアクセスして提供されるという形式となるため、海況データについては、無償データの対象外となります。使用する場合は有償であれば購入いただき、最終的に1/3の補助をいただくという形で予算計上してください。 | |
| 10 | " | | 海況データといつてもメッチャ状にできている衛星データと同じようなデータなので、使う上では衛星データとあまり変わらないような形でtellus上にも搭載するのは可能なものだと考えているのですが、それでも難しい状況でしょうか？ | 衛星データ購入事務局で購入する計画に、その部分のサービスが現状では含まれておらずません。基本的には補助事業者の方々には、tellusに搭載された衛星データは採択された事業者に共用して使って頂く事になりますので、データの汎用性の有無を確認の上、経済産業省で承認いただければ、排除するものではありません。 | |
| 11 | | | 使用を希望するデータの内容についてどちらにお伺いすればよろしいでしょうか？ | 補助金事務局であるJ-spacesystemにお出しいただければ衛星データ購入事務局（JSF）及び経済産業省様と確認しながら判断させていただきます。 | |
| 12 | 16 | 3.3項(3) | 「財産管理について」で「取得財産等の管理にあたっては、別に定める期間中に財産を他の目的に使用する場合や処分する場合～」と書かれておりますが、この別に定める期間とはどのような期間でしょうか？ また、他の目的に使用する場合の承認手続きについて教えていただきたい。 | 別に定める期間は、概ね取得された財産に応じて期間を定める事になるかと思います。一般的には税法上の法定耐用年数が目安となります。 他の目的への利用については、全く違うものに使う場合は、別途補助金相当額を返納いただくといった事があるかもしれません、基本的には補助事業でそのまま翌年度以降もご使用いただく分には問題ございません、全く異なるものに使う、あるいは売却処分等々される場合には、事前に事務局にご相談ください。 | |
| 13 | 11 | 2.2項 | 仮に不開示情報があった場合、提案書のどこかにこれは不開示情報という事を記載する必要があるのでしょうか？ | 事前に記載いただく事は想定しておりませんが、基本的には行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、不開示情報を判断する事になります。個人情報、あるいは企業の競争上の環境に影響するような情報が該当します。 | |
| 14 | 質問票 | | 質問票をお送りした場合、どのくらいの期間でご回答いただけるのでしょうか？ | 期間はお約束できませんがなるべく早めにご回答させて頂きます。 | |
| 15 | 5 | 提供するtellusの開発環境 | 開発環境③のディスク容量をご教示ください。 | 採択後の個別調整にて決定しますが、SSD1TBを目安とお考え下さい。 | |

J-spacesystemsより公募のに関する補足注意事項：（提供できるtellusの開発環境及びデータ）
 開発用GPUについては、申請頂き採択をされた開発の内容を精査し提供を今後検討していくという形となります。
 現時点では全てを無償で提供できるかは決定しておりません。

| No. | 資料ページ | 項目 | 質問／確認事項 | 回答 | 備考 |
|-----|---------|-----------------|---|--|----|
| 16 | 5 | 提供するTellusの開発環境 | Tellusにソリューションを実装する前提で開発を進める場合に、以下に示す開発の進め方は許容されますか？ 1. Tellus開発環境で開発を始める 2. 開発途中でTellus開発環境の計算機では能力が不十分であることが分かり、事業者が別途用意するサーバ上で開発を継続する（API連携にて、Tellus 上にある有償衛星データを無償利用する） 3. 実装段階でTellusにソリューションを実装する | 許容されます。 | |
| 17 | 5 | 提供するTellusのデータ | 「一部の有償データについてもTellus 上での使用を条件に提供します。」とあります が、「一部」の内容を具体的にご教示下さい。 | 採択される応募提案で希望される有償データを衛星データ購入事務局で調達するよう努めますが、すべてのデータをご用意できない可能性があるため、必要なデータは提案書に記載いただき経費を計上してください。 | |
| 18 | 6 | 補助の対象となる地域 | 実証地域として赤枠が付いていますが、赤枠外は対象地域外ですか？ | 赤枠はおおよその範囲を示したものであり、赤枠内とその周辺であれば対象域です。ただし、指定した10道府県以外は対象地域外となります。 | |
| 19 | 13 | 審査基準 | 事業目的は以下の理解で合っていますか？ 10道県から選定された実証地域等が抱える課題について、様々な商用衛星データや衛星データ以外の地理空間データ等を活用した課題解決のためのソリューション開発実証を行なうこと。 | 記載いただいた目的の事業を支援するものです。 | |
| 20 | 13 | 審査基準 | 「内容について全て提案されているか」とあります が、「公募提案書の全項目を記述しているか」という意味ですか？ | 御理解のとおりです。 | |
| 21 | 13 | 審査基準 | 「偏った内容」とは、具体的にどういう内容の提案を指しますか？ | 本事業では地方公共団体・企業・団体からのニーズ情報の提供を踏まえ、地方が抱える課題の解決を目的としています。「偏った内容」とは、例えば1企業の営利事業化のための提案等が考えられます。 | |
| 22 | 13 | 審査基準 | 「地域密着の趣旨に沿った事業提案」とは、「10道県の地域等が抱える課題の解決のためのソリューション開発実証の提案」との理解で合っていますか？ | 御理解のとおりです。 | |
| 23 | 13 | 審査基準 | 新規性の評価ポイントに「サービス化へのアプローチが明確か」とありますが、「サービス化」は本事業の範囲外との理解で合っていますか？ | サービス化は、本年度の事業の対象外です。ただし、開発されるソリューションは、今後10道県の課題解決に利用されることが大いに期待されるもの、であることを意図しています。 | |
| 24 | - | 知的財産権 | 事業後の知的財産権は事業者が100%保有するという理解で合っていますか？また、将来的に、Tellus以外のプラットフォームでその知的財産権や事業で得られた知見を使ったサービスを行うことは可能ですか？ | 知財は事業者が100%保有します。 Tellus以外のPFでのサービスの提供も可能です。 | |
| 25 | 11 | 公募提案書 | エクセルでは文章の体裁が崩れる場合等があるため、エクセルと同様の提案項目を含むワードを様式としてよいですか？ | できればエクセルで記載いただけますと幸いです。ワードで記載される場合には、ご相談ください。 | |
| 26 | 11 | 公募提案書 | ソリューション概要是200字程度の制限があります。一方、地方自治体にヒアリングをした所、抱えている課題は複数あることが分かっているため、それら課題毎に200字程度でソリューション概要を記載してよいですか？ | 問題ありません | |
| 27 | 11 | 公募提案書 | ソリューション概要以外には文字数制限がありませんが、各提案内容の文字数目安はありますか？ | ソリューション概要是事務局側でも引用させて頂くため、文字数を指定させていただきましたが、その他の部分は文字数の制限はありませんので自由に記述して下さい。 | |
| 28 | 公募要領P.5 | 1.5. 補助の対象となる事業 | 提供いただける開発環境の各種サーバについて、公募説明会でGPUの提供については「事務局にて判断」とのアナウンスがありました。 WEBサーバ、DBサーバについては基本的に提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 | |
| 29 | 公募要領P.5 | 1.5. 補助の対象となる事業 | 提供いただける開発環境の各種サーバについて、利用方法（仕様詳細）をご教示ください。レンタルサーバ、IaaSなどのような形でしょうか。 具体的にはOSの有無、リモートデスクトップの可否やモジュールアップロードの手順（コピー&ペースト、FTPアップロードなど）などを知りたいです。 ミドルウェア（WEBならTomcat等、DBならMSSQL等）が決められているのか、または、別途サーバごと事業者側で操作が可能なのかというところです。 クラウドサービス想定であれば、サービス名をご教示いただければイメージしやすいです。 | 【Tellus事務局の見解】開発環境は、IaaS環境となり、Linux系OSのroot権限でのご提供を想定しておりますため、ミドルウェア等は応募事業者様でインストールをいただく形を想定しております。 また、開発環境はTellusに搭載されている各種衛星データへのアクセス権を有しております。 | |

J-spacesystemsより公募のに関する補足注意事項：（提供できるtellusの開発環境及びデータ）

開発用GPUについては、申請頂き採択された開発の内容を精査し提供を今後検討していくという形となります。
現時点では全てを無償で提供できるかは決定しておりません。

| No. | 資料ページ | 項目 | 質問／確認事項 | 回答 | 備考 |
|-----|-------------|--------------------------|---|---|----|
| 30 | 公募要領P.13 | 2.3.(2)審査基準について | 「⑧Tellus上での開発」についてご教示ください。 優先順位に該当するシステムはどういったものか参考等ございませんでしょうか。 一般的に、エンドユーザーにサービス提供する際にはUIがあるべきかと思いますが、Tellus OSやDeveloperのリファレンスを確認したところ、フロントエンド（UI）についての説明は見当たりませんでした。優先順位は多くの場合、サービスプロバイダー（当事業採択者）での確認にとどまるのでしょうか。 また、提供いただける開発環境（WEB・DB・サーバー、GPUなど）を用いた開発は、優先順位1～3のどれに該当しますでしょうか。 | 【Tellus事務局の見解】本件では、Tellusとして、開発環境のご提供をしておりますので、そちらの環境でUI等の構築をいただくか、応募事業者様のご自身の環境で構築等をいただくものと考えております。 また、Tellusとして提供する開発環境を用いた開発は、優先順位の1または2となります。（優先順位1は、ソリューション開発をTellus上にて開発し、開発後Tellus上にて運用するもの。優先順位2は、Tellusにて開発した結果を自前のサーバー移して、ソリューション提供を目指すもの。優先順位3は、自前のサーバでソリューション開発と将来のソリューション提供を目指すものを意図しています。） | |
| 31 | 公募提案書 | (2)クラウド利用面での配慮 | 当該項目はどういった観点からご質問かご教示ください。 ・使用するサーバの種類（WEB、DB、APP（アプリケーション）など） ・使用するサーバのスペック（CPU、Oコア〇GB、メモリ：〇GBなど） ・セキュリティ面（個人情報の取り扱い有無など） その他ございましたら、記載すべき項目をご提示いただけると幸いです。 また、該当する審査基準がございましたら合わせてご教示ください。 | 公募要領P13、2.3(2)審査基準について「⑧Tellus上での開発」に記載のある優先順位1～3のうち、ご提案がどれに該当するのか、を確認したい質問です。さらに、ご提案いただいた内容が、どのくらいの規模のサーバを必要とするのか、予め把握できたら有難いという主旨の質問です。 | |
| 32 | P13 | 3.1(i)事業の開始について | 今回の提案を地元の企業にも外注という形で一緒に提案する予定ですが、この場合、提案時に相見積もりが必要でしょうか？ | 提案時において相見積もりの資料は必ずしも必要とはされていませんが、提案時において、必要に応じてヒアリング・現地調査を実施するほか、追加資料を求める場合があります。（公募要領2、3審査(1)審査方法について 参照） なお、採択された場合には、公募要領3.1.(1)(2)において、「委託・外注の場合には、原則として、一般競争入札又は相見積もりによって相手先を決定すること」とされており、本規定に従ってご対応いただく必要があります。 | |
| 33 | 公募要領 5 ページ | 1.5.補助の対象となる事業 | 「なお、ソリューションの開発段階が終了する来年度以降は、有償となる予定です。」との記述については、今年度中に開発段階が完了する事が必須であり、来年度以降Tellus上で事業化に向けた開発を継続する場合に利用する衛星データ等については全て有償になるとの意でしょうか。開発段階が来年度も継続している場合は、来年度も無償提供となる可能性はありますでしょうか。 | 本事業は令和4年度における開発事業を対象とした補助事業であり、当該開発事業に使用する衛星データについても令和4年度に限り、できる限り無償で提供できる体制を整えているものです。翌年度以降の開発事業に対する補助や支援は、来年度の事業にて確定することですので、ここでは確約はできませんが、再度応募いただくことになると思われます。 | |
| 34 | 公募要領 5 ページ | 1.5.補助の対象となる事業 | 8月22日に実施頂いた説明会において、利用するデータについては有償となる前提で各衛星事業者から見積を取りてコスト計上する事が妥当とのご説明がありました。 現在Tellusへ搭載をしている各衛星事業者の、見積依頼窓口について一括してご開示頂く事はお願いできんでしょうか。 | 【衛星データ購入事務局の見解】 各衛星データの販売代理店一覧は、例えば下記のサイトのP41を参照願います。 https://www8.cao.go.jp/space/goodpractice/r02/r02_jirei_all.pdf ただし、アクセルスペース「GRUS」の問い合わせ先は、sales@axelspace.comです。 なお、Synspective「strix」シリーズとOPS研究所「イザナギ」「イザナミ」は、まだデータ販売開始しておらず購入はできないと思いますので、無料データトライアルに申込み、Tellusに搭載している画像だけで使ってもらうことになると思います。 | |
| 35 | 公募要領 6 ページ | 1.6.補助の対象となる地域の衛星データについて | 富山県の対象地域を示す赤枠は富山県全域をカバーしておらず境界も曖昧ですが、提案書に記載する、使用する衛星データの撮像範囲は、どの様に具体的に記述すれば良いでしょうか。 | 対象地域はおおよその地域を区画したものですので、応募事業者において開発するソリューションで使用する衛星データの緯度経度をお示しいただくのが一案と考えられます。 | |
| 36 | 公募要領 8 ページ | 1.8.補助対象の経費(1) | 本事業に置いて、大学と共同研究契約を締結してアルゴリズム開発を委託する計画ですが、委託費として経費計上する事で良いでしょうか。またその経費のエビデンスとしては見託書の形式が必須となりますでしょうか。（共同研究契約書の委託費が記載されている一部等で代用可能か否か） | そのご理解で問題ありません。なお、提案時点で経費のエビデンスは必須ではありませんが、審査の段階で必要に応じて積算の根拠など追加資料を求めることがあります。（「共同研究契約書の委託費が記載されている一部等で代用可能か否か」については、趣旨が定かでなく回答が困難です。） | |
| 37 | 公募要領 8 ページ | 1.8.補助対象の経費(1) | 8月22日に実施頂いた説明会において、利用するデータについては有償になる前提で各衛星事業者から見積を取りてコスト計上するようにご指示がありました。 コスト計上した場合において、無償とならなかった有償データについて、購入義務は生じないとの理解（計画変更申請において有償データを使用対象から除外する事は可能）で宜しいでしょうか。 | METIで購入できなかったデータを、応募者様が使用しないのであれば購入義務は生じませんが、そもそもソリューション開発に不要な衛星データは経費計上から除外して顶くお願い致します。 | |
| 38 | 公募要領 11 ページ | 2.2応募申請(1)応募書類の提出について | 応募書類の提出は電子メール送付と指定されていますが、受領確認メールは返信されますでしょうか。こちらで別途到達確認を実施する必要がありますでしょうか。 | 受領確認メールはお出します。 | |
| 39 | 公募要領 11 ページ | 2.2応募申請(2)提出書類について | 提案書の2.(1)開発・実証に係る実施計画、(2)開発要素、(3)加点要素③開発ツールの新規性や先進性などはノウハウ開示ともなり得ますが、公開される事を前提とする必要がありますでしょうか。 | 公募要領にありますとおり、情報公開の対象となりますが、個人情報や法人の正当な利益を害する恐れのある情報等は不開示情報と解され、開示の対象から除かれます。具体的な内容については現時点での個別判断は困難です。 | |

J-spacesystemsより公募のに関する補足注意事項：（提供できるtellusの開発環境及びデータ）

開発用GPUについては、申請頂き採択された開発の内容を精査し提供を今後検討していくという形となります。
現時点では全てを無償で提供できるかは決定しておりません。

| No. | 資料ページ | 項目 | 質問／確認事項 | 回答 | 備考 |
|-----|----------------|--------------------------------------|---|---|----|
| 40 | 公募要領1 ページ | 2.2応募申請 (2)提出書類について (4) | 「予算額内で実現が確約されることのみ記載」とは、今年度の補助対象となる事業費の範囲で実現が確約される範囲との意であり、来年度以降継続開発して目指す範囲についても記載範囲外との理解で良いでしょうか。その場合、提案書2.(3)加点要素についても今年度で実現する範囲のみの記述とし、評価項目にある将来性等について来年度以降の開発成果で達成を目指す事項に関する記述は、提案書3.特記事項に記載する事になりますでしょうか。 | 本事業は令和4年度における開発事業を対象とした補助事業であり、来年度以降の対応については現時点でコメントはできません。提案書2.(3)加点要素については各項目が的確に把握され適切に対応がなされているかが評価対象であると解しています。特記事項に翌年度以降の開発等について記載されるのは任意です。 | |
| 41 | 公募提案書 (様式2) | 2. (1)(4)類似ツールの開発実績 | 「類似ツール」の類似の範囲は、どの様に考えれば良いでしょうか。 「衛星データから有意な情報を抽出する」と言ったアルゴリズム寄りの狭義の定義か、「解析データをユーザー要求に基づいて提供する」と言ったアプリケーション寄りの広義の定義など、指針があればご教示願います。 その判断含めて提案せよとの事であればその旨ご回答頂きたくお願いします。 | 「類似ツール」の範囲についての指針はございません。事業者で提案される内容に応じて、過去の開発実績として評価されると考えられる範囲をご判断ください。 | |
| 42 | 8 | 1.8. 補助対象の経費 | 経費項目のII.事業費の外注費とIII.委託費の明確な違いをご教示ください。一部作業を外部事業者へ発注することを検討していますが、どちらで費用計上すべきか判断しかねています。 | 外注費及び委託費は、事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に依頼して実施するための経費です。契約形態として、委託は委任または準委任となり、事後に費用の確定行為が発生します。請負契約による外注は事前の見積りにより契約段階で費用は確定し発注内容の完成・完了を約した契約になります。詳細は経済産業省「補助事業事務処理マニュアル」(令和4年2月)を参照ください。 外注する事業の内容によって適切な契約方式を選択してください。 | |
| 43 | 9 | 1.10. 事業期間 | 「原則、事業期間内に事業に係る全ての支払を完了すること」と記載があります。 一方で公募要領から参照している「補助事業事務処理マニュアル」のP4では、事業期間内に収支が行われ金額が確定するものは相当な事由があれば事業期間外での支払いが認められるとしています。 例えば今回の補助事業において、2月まで発注先と作業を行い2月下旬の事業期間内に検収を終えたとしても、会社の経理処理の都合上、支払いは翌月になってしまいます。 このような状況は相当な事由として認められるのでしょうか？ | 会社の経理処理の都合上、支払いが遅れる場合には、相当な理由があれば認められます。 (例：人件費（給与）の支払い、外注費の支払い、等) なお、この場合には、会社内で費用の支出計上及び未払金等の経理処理が必要です。 | |
| 44 | 15 | 3.2. 実績報告 (2)実績報告書の提出時ににおける実施体制把握 | 「補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は对象外とします。」という記載がありますが、具体的にどのようなことを意味しているかご教示ください。 100万円以上の外注・委託は契約先の事業者情報の提出が必要であるが、契約先が計上する旅費や会議費等を除いて100万円を超えた場合（外注先の人件費だけで100万以上）という理解で正しいでしょうか？ | 外部の事業者に委託・外注している場合、当該金額が100万円を超えた場合には、事業終了後に委託・外注先の事業者名、契約関係等、公募要領に基づく資料の提出が必要です。ただし、「旅費」として旅行社にチケット手配を外注している場合や「会議費」として外部の会議室を使用している場合など、物品・役務を外部から調達するようなものは、それが100万円を超える場合があつても、上記の資料の提出は必要ありません。（証憑類の整備は必要です。） | |
| 45 | P13 | 3.1(1)事業の開始について | 今回の提案を地元の企業にも外注という形で一緒に提案する予定ですが、この場合、提案時に相見積もりが必要でしょうか？ | 提案時において相見積もりの資料は必ずしも必要とはされていませんが、提案時点において、必要に応じてヒアリング・現地調査を実施するほか、追加資料を求める場合があります。（公募要領2.・3審査(1)審査方法について 参照） なお、採択された場合には、公募要領3.1.(1)(2)において、「委託・外注の場合には、原則として、一般競争入札又は相見積もりによって相手先を決定すること」とされており、本規定に従ってご対応いただく必要があります。 | |
| 46 | P7 | 1.7. 補助対象となる事業者の条件 | 3社で補助を受け、自己負担を2社で分担する場合、コンソーシアムを組まなくとも、代表企業から2社に再委託をして、再委託先の2社も2/3を負担する形で精算は可能でしょうか。 | 再委託による事業の執行は可能です。但し、補助率が1/3である補助金は代表企業（補助金申請企業）に対して交付されるものであり、再委託先に対して交付されるものではありません。このため、補助事業の確定清算に当たっては、代表企業が補助金以外の再委託費部分を負担する形式となります。 | |
| 47 | | 1.7. 補助対象となる事業者の条件 | コンソーシアムを組んだ場合は、構成員各社で補助金以外の2/3を負担することは可能でしょうか。 その他に複数社で補助金以外の2/3を負担する方法はありますでしょうか。 | コンソーシアムを組成して申請する場合は、コンソーシアムメンバーそれぞれで必要な経費を計上し、代表企業が取りまとめ一括して申請していただきます。補助金は、コンソーシアムメンバーそれぞれが計上した経費に對し1/3(上限500万円)に相当する額を代表企業に交付しますので、代表企業が他のコンソーシアム企業に配分することとなります。 | |
| 48 | | 1.7. 補助対象となる事業者の条件 | コンソーシアムで申請する場合の手続きについてご教授願います。 コンソーシアムの組成のタイミングは、採択後でも構わないでしょうか。 その場合、申請時にコンソーシアム契約書の案などを添付する必要はありますでしょうか？ | コンソーシアムの組成は採択後でもかまいませんが、補助金交付申請時には、開発事業の実施体制が整っていることが必要です。交付規程様式第1の注3.で、交付申請時に協定書の写しを提出いただくこととなっております。交付申請時点で事業の実施体制が整っていない場合には、どのような体制で事業を実施するかが確認できず、交付決定をすることができないと考えられます。 | |

J-spacesystemsより公募のに関する補足注意事項：（提供できるtellusの開発環境及びデータ）
 開発用GPUについては、申請頂き採択をされた開発の内容を精査し提供を今後検討していくという形となります。
 現時点では全てを無償で提供できるかは決定しておりません。

| No. | 資料ページ | 項目 | 質問／確認事項 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|----|---|--|----|
| 49 | | | <p>データ解析や視地調査（解析結果の現地情報との照合）についてを請負契約として外注したい。 今回の外注では、指定した納品物が納入されいれば、仕様書や見積書、納品書で納品物の金額が特定でき、納品の事実が確認できれば確定契約（精算未済無し）としても問題ないという理解でよいか？ また、確定契約の場合、外注先の工数・経費の見積内訳や日報、会計伝票の提出は不要という理解でよいか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の外注等については、当該業務の内容によって委託契約（委任または準委任契約）または請負契約など適切な契約方法を選択いただく必要があります。 ・事前の仕様などにより納品物が特定され、接收作業により納品物の完成が確認できると判断される場合には、請負契約によることも可能と解され、この場合には精算条項を付す必要はありません。 ・なお、請負契約の場合であっても、事前に仕様書の提示及び見積もりの微末（入札または相見積もりにより最低価格による契約、最低価格によらない場合には事業者選定の理由書の提出）などが必要です。 ・また、事業の実施体制を確認する必要があるため、100万円以上の契約取引の場合には、事業終了後に契約先の事業者の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を提出いただく必要があります。（「公募要領」3.2実績報告（2）実績報告書の提出時における実施体制把握 参照） | |